

アフリカの障害と開発

―障害包摂的な開発へ―

森 壮也

●開発のなかで見逃されがちな人達

一般に政治・社会的不安を抱えているというイメージが強いアフリカ諸国にも、ともすればそうしたことの原因である紛争や貧困のなかでさらに見逃されがちな人たちがいる。そうした開発の世界で「脆弱な人たち」と呼ばれるなかに障害者がいる。図1は、アフリカ諸国の政府発表の各国の障害者比率のグラフであるが、障害者比率が1%未満の国から、5%近くとなっている国まで様々である。アフリカに限らないが、そもそも障害者の実態が分かっていない。

●障害課題への取り組みの遅れ

また、障害者については、二〇一五年までの国連のミレニアム開発目標(MDGs)、そして一六

年からの持続可能な開発目標(SDGs)というグローバルな貧困削減の取り組みのなかでも、各国内での開発プロセスや貧困削減戦略でも、意識的な取り組みが遅れた。これについては、アフリカ各地で取り組まれた、エイズやHIVポジティブに関する啓蒙活動にも事例がある。たとえば、二〇一六年七月に南アフリカのダーバンで開催された国際エイズ会議では、障害に関するセッションが第二一回目になってようやく設けられた。そこでは、エイズ・HIVポジティブ啓蒙キャンペーンが障害者に届いていなかった問題が取り上げられた¹⁾。意識的な取り組みがなかったために、非障害者の間ではキャンペーンの成果があがっていた一方、障害者たちは取り残されてしまったのである。キャンペーンが車イスの入れない場所で行わ

れれば車イス利用者は情報を得られない。手話通訳がなければ、ろう者には情報が届かない。点字のない印刷文字だけのパンフでは盲人たちは読むこともできない。こうして取り残された障害者の間で、むしろエイズやHIVポジティブの比率が高まっていたという事実が浮かび上がったのである。

●障害者の権利条約とアフリカ

このような取り残しが起きないことを目指し、国連の枠組みにおいては、障害者の権利条約(CRPD)と呼ばれる彼らの人権をそれ以外の人たちと同等のものにしていくための取り組みと併せての包摂的な開発が目指されている。

サハラ以南のアフリカでは、このCRPDに署名以上の形で関わった国が四九カ国中四三カ国、批

准まで済ませている国は三二カ国ある(二〇一六年七月二七日現在)。最も批准が早かったのが二〇〇七年三月のガボンであり、最も新しい批准国は、一六年一月のコモロである。国際条約の力も借りながら、各国は国内の障害当事者の権利保障を目指すことで、障害者を貧困者のなかの最後の貧困者にしないための努力を行っている。これは、障害者もまた各国の開発に貢献する主体とし、アフリカで障害者を開発への関与から排除しないための仕組みということになる。

●アフリカの障害者法制定

障害者への福祉ではなく、彼らの権利を保障するための障害者法への取り組みも進みつつある。たとえば、ガーナの障害者法はCRPD以前に制定されているため、改訂中である。ナイジェリアでも、障害者法の審議が遅れていたが、二〇一六年七月にようやく上院で承認された。他にも同月、東アフリカ立法会議(EALA)が域内のCRPDにあたる二〇一五年東アフリカ障害者法を採択するなど、法制面で近年、急速に進展がみられる。

